

消費税の大改正

無料

インボイス制度対応セミナー

3年後から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入され、この方式では消費税課税事業者による請求書等の発行、保存が無ければ原則として仕入税額控除が出来なくなる見通しです。

今迄、下請けしてきた非課税事業者の方が「課税仕入れにできないから」と取引先を失うことになる可能性もあります。取引上の大きな変革を迫られる可能性がある、この制度の本質を分かりやすく解説します。

- 日 時： 11月18日（水） 19時～21時（2時間）
- 会 場： 可児市総合会館2階会議室（可児市役所向かい）
- 講 師： 各務守税理士事務所 代表 各務 守 氏
- 定 員： 15名（申し込み順）
- 対 象： 経営者、後継者、経営幹部、経理担当者など
- 申込方法： FAXの他、郵送、電話でもお受けします。

お申し込み・問い合わせは、お気軽にお電話ください

可児商工会議所 担当 加藤まで 可児市広見1-5 可児市総合会館3階

TEL 61-0011 FAX 63-1856

----- FAXをご利用の場合、切り取らずこのまま送信ください -----

インボイス制度対策セミナーに申し込みます

事業所名		TEL	
住 所		FAX	
参加者名①		携 帯	
参加者名②		携 帯	

※ご記入いただいた情報は、商工会議所等が行う各種事業の連絡・情報提供のために利用することがあります。
※申し込み受諾の連絡はいたしません。定員になりお断りする場合のみ連絡いたします。また一事業所からの複数名のお申し込みは申し込み状況によりお断りする場合がありますので、ご了承ください。

制度改正に伴う専門家派遣等事業